

令和3年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和3年3月23日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 戸田浩二
- 4, 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 11名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7, 会議の概要
 - (1) 開会
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
今泉教育長 戸田委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。
 - (4) 議事
今泉教育長 それでは、議事に入ります。はじめに、本日の「報告第5号」及び「議案第8号」から「議案第11号」は人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第5号」及び「議案第8号」から「議案第11号」の案件を非公開といたします。

【報告第5号】【議案第8号】【議案第9号】

【議案第10号】【議案第11号】

非公開

今泉教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第12号 笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第12号 笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、本年4月からの行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。新旧対照表にてご説明させていただきますので、27ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1条の趣旨ではそれぞれの設置及び管理に関する条例で規定しています市内の公民館や図書館を学校以外の教育機関として事務局組織に追加するものでございます。次に、第2条の組織では学務課において学校施設の適正管理を進めるため、学務グループを二つに分けて施設グループを新設いたします。また生涯学習課においては、かさましこの日本遺産を総合的に整備活用し、国内外に戦略的に発信するため、課内の文化振興室に日本遺産担当を配置します。次に、28ページをお開きいただきたいと思います。第2条の2項につきましては、監査委員から市立公民館や市立図書館を事務局組織として明確に位置づけるべきところのご指摘をいただいたところであり、今回、学校以外の教育機関として事務局組織に追加するものでございます。なお、次のページ以降につきましては、役付き職員以外の組織の事務分掌の改正案を記載してございますが、実態に合わせた所要の改正を行うものでございます。なお、附則でこの規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第12号 笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第13号 笠間市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第13号 笠間市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。35ページをお開きいただきたいと思えます。本案は、国が示すテレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規則制度の見直しの一環として、行政手続における押印署名義務づけの見直しを実施するため、所要の改正を行うものでございます。なお、押印等を見直しをする行政手続には、国の法令に基づく手続きと市が独自に実施する手続きがございますが、国の法令に基づく手続きにつきましては、国や県の見直しの結果を受けて進めることとしておりますので、今回は市が独自に実施する手続において所要の改正を行うものでございます。市が独自に実施する手続につきましては、住民や事業者から提出される申請者等の行政手続や行政内部の手続きがあります。今回規則や要綱、訓令で定める様式の中で押印を廃止する件数は市全体で366件ございまして、そのうち教育委員会は88件でございます。36ページの方をお開きいただきたいと思えます。規則において、押印を廃止する様式は、全体で88件のうち35件で、学務課所管では第1条及び第3条の規則で5件、おいしい給食推進室所管では第2条の規則で3件、生涯学習課所管では第4条から第7条の規則で26件、スポーツ振興課所管では第8条の規則で1件となります。なお、37ページの附則で、この規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されております。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 教育委員会で88件を廃止することなんですけど、廃止しないものも残るんでしょうか。押印が必要なものと違いがあれば、教えてください。

事務局 ほとんどが押印の廃止をするものでございますが、押印を廃止しないものとしては、本人以外の同意を得る申請書などで、例えば家族の同意といった申請書で印鑑を必要とするものとか、あとは契約書です。契約書等については押印の廃止はしません。学務課で言いますと、就学援助費の申請書があるんですけど、その中で、所得状況を照会するためにこの家族の同意を必要とするという欄がありまして、その印鑑については運用上廃止しないという状況になってます。それ以外は

全て認印的に使っているものは廃止というような方向になります。

戸田委員 教育委員会内部でまわす押印とともなくなるのですか。

事務局 今回教育委員会で88件と申しましたけども、外部の手続きに関わる部分というのがそのうちの大体62件です。内部の手続きにかかわるものが26件になってございます。

今泉教育長 他に何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第13号 笠間市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第14号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第14号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、学校2学期制の移行に伴い、所要の改正を行うものでございます。74ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。今回の改正は、学校管理規則第2条第2項で定めている学期を3学期から2学期にし、前期を4月1日から10月第2月曜日まで、後期を10月第2月曜日の翌日から翌年の3月31日までとするものでございます。様式におきましても、次のページ以降に旧様式と新様式の資料がございしますが、毎年3月に各学校から提出をいただいている教育課程編成書の中で、年間授業日数の部分を前期後期の2学期に改めるものでございます。なお、73ページの附則でこの規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第14号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第15号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 資料の99ページをご覧ください。「議案第15号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。本規則の改正理由についてでございますが、友部地区のスポーツレクリエーション施設及び利用者貸し出しにつきまして、友部公民館からスポーツ振興課に業務を移管すること、並びに学校施設開放に関する業務につきまして、笠間市教育委員会事務局組織規則中の生涯学習課の事務文書に通じ位置づけることに伴いまして規則を改正するものでございます。なお、本規則の施行日は本年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第15号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり

り可決いたします。

今泉教育長 続きます、「議案第16号 笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第16号 笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」ご説明をいたします。本案は、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費交付要綱の一部改正に基づくオンライン学習通信費の新規扶助と学校2学期制に伴う支給時期を変更するため、所要の改正を行うものでございます。108ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思えます。まず、第8条の就学援助費の支給では支給時期を前期と後期に行うものとするものでございます。また第4条の別表において、援助の種類にオンライン学習通信費を新たに追加するものでございます。補助額は年額1万2,000円となります。なお、107ページの附則でこの告示は令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第16号 笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きます、「議案第17号 笠間市教育支援室管理及び運営要領等の一部改正について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第17号 笠間市教育支援室管理及び運営要領等の一部改正について」ご説明をいたします。120ページをお開きいただきたいと思えます。本案は、国が示すテレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規則制度の見直しの一環として行政手続における押印署名義

務づけの見直しを実施するため、所要の改正を行うものでございます。121ページをお開きいただきたいと思います。内容につきましては先ほど規則でご説明したとおりであり、今回要領等において押印を廃止する件数は教育委員会全体で88件のうち33件でございます。学務課所管では、第1条から第8条の要領等で17件、生涯学習課所管では第9条から第11条の要綱で16件となります。なお、122ページの附則でこの告示は令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市教育支援室管理及び運営要領等の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第17号 笠間市教育支援室管理及び運営要領等の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第18号 笠間市立学校処務規程等の一部を改正する訓令について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第18号 笠間市立学校処務規程等の一部を改正する訓令について」ご説明をいたします。163ページをお開きいただきたいと思います。本案は、国が示すテレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規則制度の見直しの一環として、行政手続きにおける押印署名義務づけの見直しを実施するため、所要の改正を行うものでございます。164ページをお開きいただきたいと思います。内容につきましては規則等でご説明したとおりでございまして、今回訓令において押印を廃止する様式は教育委員会全体で88件のうち20件でございます。学務課所管では、第1条から第3条の規定等で17件、生涯学習課所管では第4条の要綱で3件となります。なお、附則でこの訓令は令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市立学校処務規程等

の一部を改正する訓令について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第18号 笠間市立学校処務規程等の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、関連案件であることから「議案第19号 笠間市いじめ問題対策連絡協議会運営規則について」、「議案第20号 笠間市いじめ調査委員会運営規則について」事務局より合わせて説明を求めます。

事務局 「議案第19号 笠間市いじめ問題対策連絡協議会運営規則について」、及び「議案第20号 笠間市いじめ調査委員会運営規則について」一括してご説明をいたします。今回の規則で定めます2つの機関につきましては、いずれも笠間市いじめ防止対策推進条例に基づき設置される機関でございます。市の条例により、それぞれの目的等につきましては、既に定めておりますので、規則では、組織や運営について必要な事項を補足的に定めるものでございます。185ページをお開きいただきたいと思います。まず、笠間市いじめ問題対策連絡協議会でございます。第2条で委員については30人以内とし、幅広く連携を図ることを踏まえ、学校や教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他関係者等から委員を選出していきたいと考えてございます。また、第4条で会議については原則として年2回開催いたします。次に、186ページをお開きいただきたいと思います。第5条では連絡協議会に部会を置くことができるとしており、例えば学校関係者だけによる学校部会などの設置を考えてございます。また、第7条では会議の公開を規定しており、基本、一般に公開するものとしております。次に、187ページをお開きいただきたいと思います。第9条で庶務については学務課において処理することとしています。なお、附則でこの規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、189ページをお開きいただきたいと思います。笠間市いじめ調査委員会についてでございます。まず、第2条で委員につ

きましては10人以内とし、弁護士や医師、大学教授などの学識経験者等で構成したいと考えてございます。第3条では臨時委員について定めており、事案によって調査や審議に必要があるときは、臨時委員を置くことができるとしてございます。次に、190ページをお開きいただきたいと思います。第6条では調査等について定めております。いじめの重大事態等の発生の際、学校からの報告を受けて、教育委員会が学校での調査が難しいと判断した場合は、附属機関による調査委員会が専門的な見地から調査を行います。次に、191ページをご覧くださいと思います。第9条では、会議の公開を規定しており、基本、一般に公開するものとしておりますが、具体的にはいじめ事案にかかわる会議等につきましては、非公開とすることができるとしてございます。次に、192ページをお開きいただきたいと思います。第13条で庶務については学務課において処理することとしてございます。なお、附則でこの規則は令和3年4月1日から施行するものとしてございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市いじめ問題対策連絡協議会運営規則について」、「笠間市いじめ調査委員会運営規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

鳥羽田委員 いじめ調査委員会の方ですけども、重大事態等が発生した時に開かれるものだと思うのですが、これは必要に応じて設置されるということで、人選等も含めて、その必要性に応じてから人選を始めるという形なんでしょうか。

事務局 基本的にいじめが起きてからではちょっと間に合わなくなってしまいますので、人選等については令和3年度のなるべく早い時期に人選をしておいて、そういった事重大事態が発生したときにすぐ対処できるようにしていきたいというふうに考えてございます。

今泉教育長 他に何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第19号 笠間市いじめ問題対策連絡協議会運営規則について」、並びに「議案第20号 笠間市いじめ調査委員会運営規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後2時45分閉会を宣す。

8, 議決事項

報告第5号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第8号	笠間市立学校医及び学校歯科医の委嘱について	可決
議案第9号	笠間市立学校運営協議会委員の委嘱及び任命について	可決
議案第10号	市史研究員の委嘱について	可決
議案第11号	地区の公民館長及び地区の公民館主事の任命について	可決
議案第12号	笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可決
議案第13号	笠間市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について	可決
議案第14号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第15号	笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第16号	笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について	可決
議案第17号	笠間市教育支援室管理及び運営要領等の一部改正について	可決
議案第18号	笠間市立学校処務規程等の一部を改正する訓令について	可決
議案第19号	笠間市いじめ問題対策連絡協議会運営規則について	可決
議案第20号	笠間市いじめ調査委員会運営規則について	可決